



2024年5月14日

各 位

会 社 名 株式会社 ストライダーズ
代表者名 代表取締役社長 早川 良太郎
(コード9816 スタンダード市場)
問合せ先 財務・経理本部長 大黒 基司
電 話 03-5777-1891

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2024年6月21日開催予定の第60期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社は、当社のグループ会社である株式会社トラストアドバイザーズとのオフィス統合を目的として、2024年8月に本社機能を菱華ビルディングへと移転することといたしました。これに伴い、現行定款第3条に定める本店の所在地を、東京都港区から東京都中央区に変更するものであります。
- (2) 当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、2024年6月21日開催予定の第60期定時株主総会における承認を条件として、監査役会設置会社より監査等委員会設置会社に移行することを決議いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (3) 資本政策及び配当政策を機動的に行えることができるよう、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨を定款第46条として新設するものであります。
- (4) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2024年6月21日（金）（予定）
定款変更の効力発生日	2024年6月21日（金）（予定）

以上

【別紙】定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第2条 (条文省略) (本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。</p> <p>第4条 (条文省略)</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第2条 (現行どおり) (本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都中央区に置く。</p> <p>第4条 (現行どおり)</p>
<p>第2章 株式</p> <p>第5条～第10条 (条文省略)</p>	<p>第2章 株式</p> <p>第5条～第10条 (現行どおり)</p>
<p>第3章 株主総会</p> <p>第11条～第17条 (条文省略)</p>	<p>第3章 株主総会</p> <p>第11条～第17条 (現行どおり)</p>
<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第18条 (条文省略) (取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>10名以内とする。</u> (新設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 (条文省略) (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>3 取締役の選任については、累積投票に</p>	<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第18条 (現行どおり) (取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、<u>5名以内とする。</u></p> <p><u>2 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p><u>3 当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u></p> <p><u>4 前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p><u>5 取締役の選任については、累積投票によらない。</u></p>

現行定款	変更案
<p>よらない。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削除)</p> <p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第3項により選任された補欠の監査等委員である取締役が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該補欠の監査等委員である取締役としての選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p>
<p>第22条～第24条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし緊急の必要がある時はこの期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>第22条～第24条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、各取締役に對し、会日の3日前までに発する。ただし緊急の必要がある時はこの期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p><u>第26条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>第26条～第27条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の議事録)</p>	<p>第27条～第28条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の議事録)</p>

現行定款	変更案
<p>第28条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録し、議長ならびに出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>2 取締役会の議事録は、議事の日から10年間本店に備え置く。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第30条～第32条（条文省略）</p>	<p>第29条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>2 取締役会の議事録は、議事の日から10年間本店に備え置く。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第31条～第33条（現行どおり）</p>
<p>第5章 監査役および監査役会 (監査役および監査役会の設置)</p> <p>第33条 当会社は監査役および監査役会を置く。</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第34条 当会社の監査役は、4名以内とする。 (監査役の選任)</p> <p>第35条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 当会社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</p> <p>4 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第36条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p>	
<p><u>(常勤監査役)</u></p> <p><u>第37条 監査役会は、その決議によって監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p><u>第38条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし緊急の必要がある時はこの期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の議事録)</u></p> <p><u>第39条 監査役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</u></p> <p><u>2 監査役会の議事録は、議事の日から10年間本店に備え置く。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会規則)</u></p> <p><u>第40条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役の報酬等)</u></p> <p><u>第41条 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p><u>第42条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約</u></p>	(削除)

現行定款	変更案
<p>を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</p>	
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第5章 監査等委員会</p> <p>(監査等委員会の設置)</p> <p>第34条 当社は監査等委員会を置く。</p> <p>(常勤の監査等委員である取締役)</p> <p>第35条 監査等委員会は、その決議によって監査等委員である取締役の中から常勤の監査等委員である取締役を選定することができる。</p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第36条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし緊急の必要がある時はこの期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p>(監査等委員会の決議方法)</p> <p>第37条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</p> <p>(監査等委員会の議事録)</p> <p>第38条 監査等委員会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>2 監査等委員会の議事録は、議事の日から10年間本店に備え置く。</p> <p>(監査等委員会規則)</p> <p>第39条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</p>
<p>第6章 会計監査人</p> <p>第43条～第45条 (条文省略)</p> <p>第46条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>第47条 (条文省略)</p>	<p>第6章 会計監査人</p> <p>第40条～第42条 (現行どおり)</p> <p>第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p>第44条 (現行どおり)</p>
<p>第7章 計算</p> <p>第48条 (条文省略)</p>	<p>第7章 計算</p> <p>第45条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第49条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(中間配当)</p> <p>第50条 当社は、毎年9月30日を基準日として、取締役会の決議によって中間配当を行うことができる。</p>	<p>第46条 当社は、剰余金の配当等の会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第47条 (現行どおり)</p> <p>2 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</p> <p>3 前2項のほか、当社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(削除)</p>
<p>第51条 (条文省略)</p>	<p>第48条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(附則)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第1条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第60期定時株主総会終結前の行為に関する任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>(本店移転の経過措置)</p> <p>第2条 第3条(本店の所在地)の変更は、2024年9月30日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとする。</p> <p>2 本条は、前項に定める本店移転日経過後に、これを削除する。</p>